

物品売払費積算書

次のとおり積算する。

売払い物品	トラック売払い 数量:1台
引渡場所	豊田市小坂町地内 (豊田市民文化会館駐車場)
引渡期限	令和8年8月31日

単価契約区分	非該当
消費税率	10%

※上段は変更前積算、下段は変更後積算を表示

	名称	規格等	数量	数量 単位	積算単価	積算金額	積算摘要	前回 数量	数量 単位	前回金額
1	中型トラック(トヨタ・TKG-XZU710)	豊田 100 さ 3523	1	台						

トラック売払い仕様書

1 売払い車両の車種、型式等

別添自動車検査証のとおり

2 車両の引渡し場所

豊田市小坂町 12-100 豊田市民文化会館駐車場

3 売払い車両の事前確認

車両の事前確認を希望する者は、豊田市魅力創造部文化振興課にその旨を申し出ること。

4 売払いの条件

- (1) 売払い車両は、現状での引渡しとする。
- (2) 契約者は、引渡期限までに代金を豊田市に支払うものとする。また、代金の支払いにあたっては、豊田市が発行する納入済通知書（納付書）を用いること。
- (3) 契約者は代金支払後に、金融機関によって領収印が押された納入済通知書（納付書）兼領収書を豊田市に提示すること。
- (4) 豊田市は、代金が納入されたことを確認した後、売払い車両を契約者に引き渡すものとする。
- (5) 売払い車両の引渡し日については、契約締結後に豊田市と契約者において協議して決定するものとする。なお、車検更新については豊田市では行わない。
- (6) 売払い車両の引渡し後の運搬については、契約者の責任で行い、運搬に係る費用（保険等を含む。）は、契約者が負担するものとする。また、引渡しの際は、周辺の交通に十分に配慮して実施すること。
- (7) 契約者は、全ての売払い車両について、車両を引き受けた後30日以内に以下のいずれかの手続を行うこと。また、これらの手続に係る費用は契約者が負担すること。
 - ア 永久抹消登録又は解体返納
 - イ 一時抹消登録又は自動車検査証返納届
 - ウ 移転登録
 - エ 輸出抹消仮登録
- (8) 契約者は、前号に掲げる手続を行ったときは、当該手続が行われたことを証する書類の写しを速やかに豊田市に提出すること。
- (9) 契約者は、売払い車両を第三者に譲渡し、又は契約者自らが使用する場合は、当該車両が豊田市の所有物であることを示すもの（市名表記、市章の塗装等）を契約者の責任において取り除き、作業前及び作業後の写真を豊田市へ提出すること。また、その場合において、自動車損害賠償責任保険が有効であるときは、あらかじめ、当該保

険の解約又は名義変更の手続を行うこと。なお、これらの作業及び手続に係る費用は、契約者が負担すること。

(10) 契約者は売払い車両の引渡し後に、いかなる理由（当該車両に隠れた契約不適合があったことの発見を含む。）があっても、以下に掲げる行為はできないものとする。

ア 豊田市に対し、代金の返還を求めること。

イ 豊田市に対し、損害賠償を請求すること。

ウ 本契約を破棄すること。

(売払い車両)

※バッテリー交換必要

※床下スライドリフト故障のため、床下への収納不可

※走行距離 28,055 キロ (令和8年6月10日現在)



事業課3セ

A

記録年月日 令和 7年 6月 25日

自動車検査証記録事項

512250089094

1. 基本情報																	
自動車登録番号又は車両番号 豊田 100 さ 3523																	
車台番号		XZU710-0014373															
登録年月日/交付年月日			平成 27年 7月 17日			初度登録年月		平成 27年 7月		有効期間の満了する日		令和 8年 7月 16日					
2. 所有者・使用者情報																	
所有者の氏名又は名称		豊田市															
所有者の住所		愛知県豊田市西町3丁目60 [23510 0462]															
使用者の氏名又は名称		公益財団法人豊田市文化振興財団															
使用者の住所		愛知県豊田市小坂町12丁目100 [23510 0500]															
使用の本拠の位置		***															
3. 車両詳細情報																	
車名		トヨタ [194]															
型式		TKG-XZU710				原動機の型式		N04C									
自動車の種別		普通		用途		貨物		自家用・事業用の別		自家用							
車体の形状		バン [021]				乗車定員		3人		最大積載量		3000 kg					
車両重量		3680 kg		車両総重量		6845 kg		長さ		656 cm		幅	221 cm	高さ	313 cm		
前前軸重		1550 kg		前後軸重		- kg		後前軸重		- kg		後後軸重		2130 kg		総排気量又は定格出力	4.00 kW
燃料の種類		軽油				型式指定番号		類別区分番号									
4. 備考																	
<p>[西三河]、継続検査、[OSS] 自動車重量税額 ¥28,700 [27年度税制]平成27年7月17日 新規登録 25%減税措置 済み 平成27年度燃費基準達成車 使用車種規制 (NOx・PM) 適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域内です。 [走行距離計表示値] 27,900km (令和7年6月25日) [旧走行距離計表示値] 26,200km (令和6年7月3日) 平成13年騒音規制車、近接排気騒音規制値 98dB [受検種別] 指定整備車 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり [受検形態] 指定整備工場 [整備工場コード] 51-00153 以下余白</p>																	

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります



車両ID T9467SY7225863



[A券] 預託証明書 (リサイクル券)

<<車両欄>>

リサイクル券番号	0411-6066-0734
車台番号	XZU710-0014373
車名	トヨタ

<<料金欄>>

シュレッダーダスト料金	¥4,350
エアバッグ類料金	¥1,930
フロン類料金	¥1,650
情報管理料金	¥130
預託金額合計	¥8,060

公益財団法人
自動車リサイクル促進センター

2015年 7月17日 発行
事務処理番号: 004-04701021<3>



※本券(A券)は車両欄記載の車台番号の車両にのみ有効です。
※料金欄で「*****」と表示されている項目はリサイクル料金が預託されていない装備です。使用済自動車引渡時に装備がある場合はリサイクル料金の追加預託が必要です。

<使用済自動車引渡時、引取業者切離し>

[B券] 使用済自動車引取証明書

引取日: 年 月 日

リサイクル券番号 (移動報告番号)	0411-6066-0734
車台番号	XZU710-0014373
車名	トヨタ
預託金額	¥8,060 (消費税込み)

<引渡者>

氏名・名称

<引取業者>

登録番号

氏名・名称

印

事業所名称

所在地

TEL.

※本券(B券)は使用済自動車の再資源化等に関する法律第9条の規定により、使用済自動車を引取った際に同法第80条の規定に基づき当該使用済自動車の引取りを求めた者に交付する書面となります。

<受領証(C券)利用時切離し>

[C券] 資金管理料金受領証

リサイクル券番号	0411-6066-0734
車台番号	XZU710-0014373
車名	トヨタ

受領金額

¥380

(消費税込み)

公益財団法人
自動車リサイクル促進センター

2015年 7月17日 発行
事務処理番号: 004-04701021<3>